

## 10 介護サービス情報の公表と 外部評価制度について

# 介護サービス情報の公表制度の仕組み

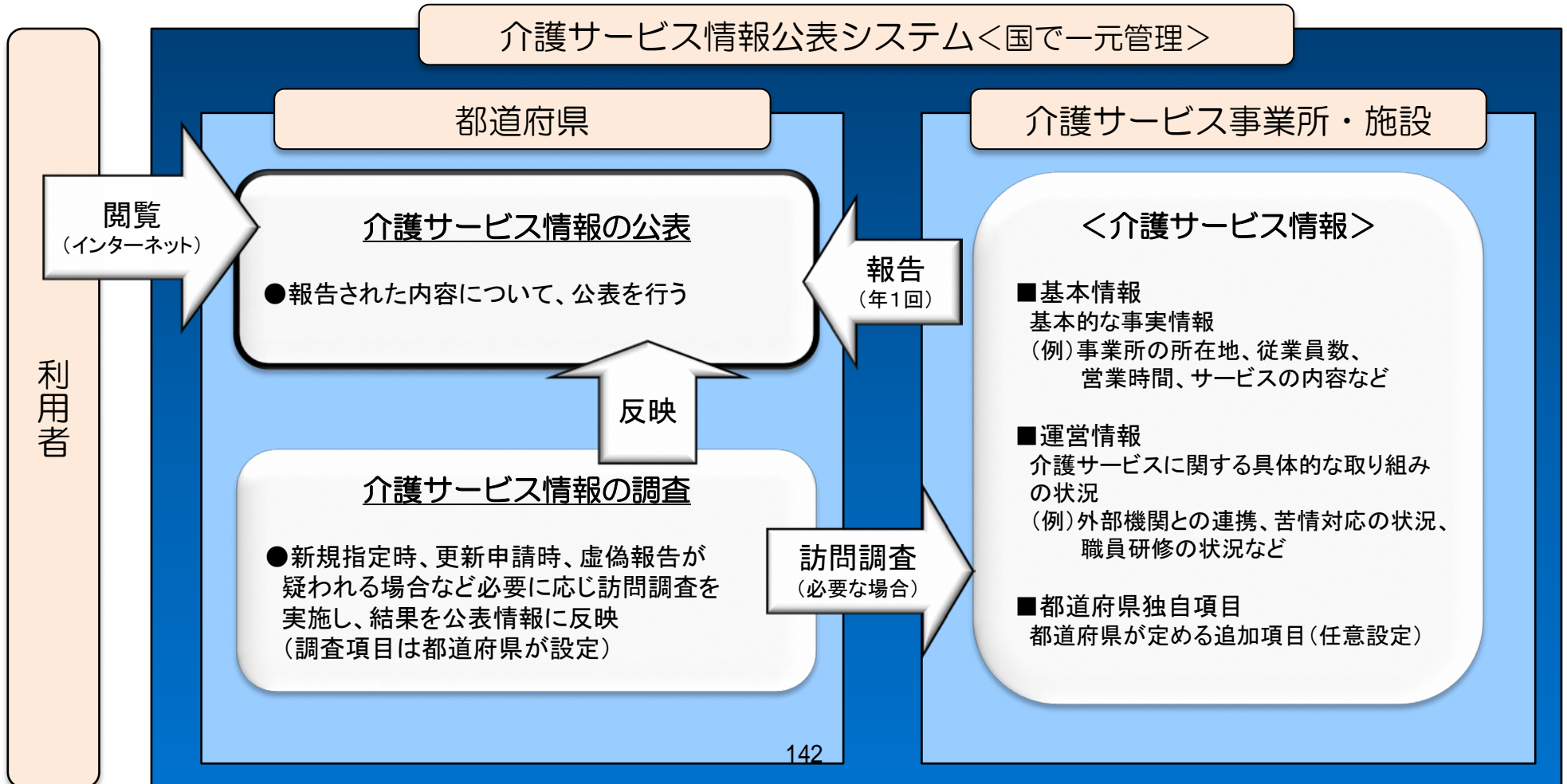
## 【趣旨】

○利用者が介護サービスや事業所・施設を比較・検討して適切に選ぶための情報を都道府県が公表する。

## 【ポイント】

○介護サービス事業所は年一回直近の介護サービス情報を都道府県に報告する。

○都道府県は事業所から報告された内容についてインターネットで公表を行う。また、都道府県は報告内容に対する調査が必要と認める場合、事業所に対して訪問調査を行うことができる。（都道府県は調査にかかる指針を定める）



## 京都府における令和5年度の取扱いについて

令和5年度における「介護サービス情報の公表」制度について、京都府では、次のとおり取扱うこととします。

- 公表手数料・調査手数料の廃止（24年度～）
- 令和5年度の報告対象事業所について
  - ① 令和5年度中に新規指定を受けた事業所（京都市内を除く）
  - ② 令和4年1月～12月に支払われた介護報酬が100万円を超える事業所（京都市内を除く）  
（公表計画と同時に報告対象事業所を一覧にして京都府ホームページ等に掲載しますので、各事業所において、報告の対象となっているかをご確認ください。）

### ■ 重要 ■

京都市内に所在する事業所に係る介護サービス情報の公表事務は、平成30年度から京都市に移管されました。京都市内事業所分については、京都市 保健福祉局 健康長寿のまち・京都推進室 介護ケア推進課（075-213-5871）に直接お問い合わせください。

- 報告の方法
  - ※ [京都府ホームページ](#)及びワムネット京都府センターにてお知らせする公表計画に従い、厚生労働省が設置する介護サービス情報報告システムに直接入力  
なお、令和5年度の公表計画等は7月中に公開予定です。
  - ※ ①の事業所については、報告の案内通知書（ID・パスワードを記載）を送付します。  
②の事業所の報告については、平成25年度から一度付与したID・パスワードを次年度以降も同じものを使用することとしています。**したがって、平成25年度以降に通知書をお送りした事業所については文書での通知を行いません。**通知書を紛失された方は以下リンクにアクセスいただき、パスワードの再発行手続きをお願いします。（通知書送付の有無については、報告対象事業所一覧に掲載予定）

[京都府・市町村共同電子申請システム（ID・パスワード再発行電子申請フォーム）](#)

担当：京都府健康福祉部 高齢者支援課 事業所・福祉サービス係  
TEL 075(414)4672 FAX 075(414)4572

京都府

緊急情報

閲覧支援

情報を探す

Google カスタム検索 検索

ニュース&トピックス

防災・防犯・安心・安全

暮らし・環境・人権

子育て・健康・福祉

トップページ > 子育て・健康・福祉 > 福祉・高齢者・障害者支援 > 介護保険サービス事業者に関する情報 > 介護サービス情報の公表制度について

ツイート いいね! 0

## 介護サービス情報の公表制度について

### 概要

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の35第1項の規定に基づき、介護サービス事業者は毎年1回事業所に関するサービス内容等の情報を公表することが義務づけられています。

### 公表までの流れ

#### 1. 報告対象事業所・報告期限の確認

### メニュー

#### 介護保険サービス事業者に関する情報

- 各種手続き・指導監査について
- 研修に関するお知らせ（認知症研修・ユニットケア研修）
- 介護サービス情報の公表制度について
- 地域密着型サービス外部評価について
- 介護保険事業所一覧
- 高齢者福祉施設一覧
- その他府からのお知らせ

上記は、介護サービス情報の公表制度について記載された京都府のホームページです。関係書類、関係リンク先等が掲載されておりますので、必要に応じてアクセスして頂き、ご確認ください。

HP アドレス <https://www.pref.kyoto.jp/jigyousho/k-kaigosa-bisuzuyouhoukouhyou.html>

検索ワード 京都府 公表制度

## 京都府地域密着型サービス外部評価実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」(平成18年3月14日厚生労働省令第34号)第97条第8項及び「指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」(平成18年3月14日厚生労働省令第36号)第86条第2項の規定に基づき、認知症対応型共同生活介護事業所及び介護予防認知症対応型共同生活介護事業所のサービスに係る外部評価(以下「外部評価」という。)について必要な事項を定めるとともに、認知症対応型共同生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護事業者(以下「事業者」という。)におけるサービスの質の向上と利用者が当該事業者を選択するための情報提供の推進を図ることを目的とする。

### (評価項目)

第2条 認知症対応型共同生活介護事業者に係る自己評価及び外部評価の項目は、別紙1のとおりとする。

### (外部評価の実施回数)

第3条 事業者は、事業所ごとに、原則として少なくとも年に1回は外部評価を実施するものとする。

### (外部評価の実施回数の緩和)

第4条 過去に外部評価を5年間継続して実施している事業所であって、かつ、次に掲げる要件を全て満たす場合には、当該事業者の外部評価の実施回数を2年に1回とすることができる。この場合、外部評価を実施しなかった年については、「5年間継続して実施している事業所」の要件の適用に当たっては、実施したものとみなすものとする。

なお、京都府(以下「府」という。)は、当該実施回数を適用することについて、あらかじめ当該事業所の指定及び監督を行っている市町村と協議し、同意を得るものとする。

- (1) 別紙2の「1 自己評価及び外部評価結果」及び別紙2(2)の「目標達成計画」を市町村に提出していること。
  - (2) 運営推進会議が、過去1年間に6回以上開催されていること。
  - (3) 運営推進会議に、事業所の存する市町村の職員又は地域包括支援センターの職員が必ず出席していること。
  - (4) 別紙2の「1 自己評価及び外部評価結果」のうち、外部評価項目の2、3、4、6の実践状況(外部評価)が適切であること。
- 2 前項の規定による外部評価の実施回数の緩和に係る取扱等については、別に定めるところとする。

### (外部評価機関)

第5条 外部評価は、外部評価を適切に実施する能力があると認め府が選定した法人(以下「評価機関」という。)が行うものとする。

- 2 評価機関の要件及び選定手続き等については、別に定めるところによる。
- 3 評価機関が外部評価を行う際の外部評価実施要領(以下「実施要領」という。)

については、別紙3を参考に評価機関が定めるものとする。

### (外部評価の内容)

第6条 外部評価は、評価機関に所属する複数の評価調査員（以下「評価調査員」という。）により実施された書面調査及び訪問調査の結果を総合して、評価機関が評価結果を決定する。

#### 2 書面調査

評価機関は、事業所から外部評価の依頼を受けた場合には、所定の手続きに基づき契約の締結、評価手数料の受領を行った後に、現況調査と自己評価調査を行うため、次の書面の提出を求める。

##### (1) 事業所の運営概要が分かる書類

例えば、運営規程、利用契約書、重要事項説明書、パンフレット、介護サービス情報の公表制度の基本情報項目調査票等

##### (2) 事業所のサービス提供概要が分かる書類

例えば、介護計画書・業務日誌の様式、職員勤務時間表、食事内容の記録等

##### (3) 自己評価及び外部評価結果（別紙2）

別紙2の「1 自己評価及び外部評価結果」（外部評価に係る記入欄を除く）について記載したもの

なお、複数のユニットを持つ認知症対応型共同生活介護事業所の場合には、自己評価に係る記入欄について、各ユニットごとに作成したもの

##### (4) 利用者家族調査

前記の他、評価機関は、評価を適切に行うための情報収集を目的とし、様式により事業所の利用者の家族に対するアンケートを実施するものとする。アンケート調査を郵送で行う場合には、個人情報保護の観点から、アンケート調査票の送付は事業所が行い、評価機関が回収を行うものとする。

##### (5) その他必要と認める書類

例えば、運営推進会議の議事録等

#### 3 訪問調査

訪問調査は、次により行うものとする。

##### (1) 訪問調査は書面調査を実施した後に、複数の評価調査員が事業所を訪問し、別紙1の評価項目についての調査を行うことにより実施する。

なお、別紙1の評価項目において、テレビ電話装置等を活用して調査を実施することは妨げないが、訪問調査の実効性の担保を確保する観点から、全ての項目をテレビ電話装置等で実施することは認めず、訪問調査とテレビ電話等を併用して調査を実施すること。

##### (2) 訪問調査は原則として1日間とし、当該事業所の運営状況の概要等について評価調査員全員が管理者等から説明を受けた後、現状の確認及び所定の評価項目に関する状況の確認を行う。

##### (3) 所定の作業を終了した後、管理者等を交えて全体的な統括と確認を行い、訪問調査を終了する。

##### (4) 緊急を要する事項（明らかな指定基準違反により、利用者に対するサービスの質が著しく低下している場合等）があった場合には、評価調査員は、評価機関を通じて、府及び関係市町村へ通報するなど、適切な対応を行うものとする。

### (外部評価の申込み等)

第7条 事業者が外部評価を受けようとするときは、受審期間終了日の4箇月前までに、評価機関に申し込むものとする。ただし、4箇月前までに申込みができない正

当な事由がある場合に限り、受審期間終了日の3箇月前までの申込みを認めることとする。

- 2 事業者は、評価機関に申し込んだ後、同機関との間で評価業務委託契約を結び、その契約に基づき同機関に対して評価手数料を支払うものとする。
- 3 評価機関は、実施要領及び事業者と締結した評価業務委託契約に基づき外部評価を行うものとする。

### **(評価結果の確定等)**

第8条 外部評価結果の確定等は、次により行うものとする。

- (1) 外部評価を行った評価調査者は、書面調査及び訪問調査の結果を総合的に判断し、評価調査者全員の合意により評価を行い、遅滞なく別紙2の「1 自己評価及び外部評価結果」を作成するものとする。
- (2) 評価機関は、前項の結果を基に評価機関が設置する評価審査委員会を開催し外部評価を決定する。
- (3) 評価機関は、外部評価の結果を確定したときは、当該結果を事業者に通知し、事業者から別紙2(2)の「目標達成計画」の提出を求めるものとする。

### **(評価結果等の公開)**

第9条 評価機関は、利用者による事業者のサービスの選択に資するために、独立行政法人福祉医療機構が運営する「福祉保健医療情報ネットワークシステム(WAMNET)」を利用して、別紙2の「1 自己評価及び外部評価結果」及び別紙2(2)の「目標達成計画」(以下「評価結果等」という。)を公開するものとする。

- 2 事業者は、評価結果等を利用申込者又はその家族に対する説明の際に交付する重要事項を記した文書に添付の上、説明するものとする。
- 3 事業者は、評価結果等を事業所内の見やすい場所に備え付けるとともに、利用者(入居者)の家族に送付等を行うものとする。

### **(市町村への報告)**

第10条 事業者及び評価機関は、外部評価の実施状況、評価結果等について、市町村(この場合の市町村とは、事業所が存する市町村に限らず、平成18年4月1日以降、指定を受けた市町村に対しても同様の扱いとする。)に報告するものとする。

- 2 評価結果等については、自ら設置する運営推進会議において説明するものとする。また、併せて、別紙2(3)の「サービス評価の実施と活用状況」について作成し、説明することが望ましい。

### **(書類の保存期間)**

第11条 事業者は、評価機関から通知を受けた日から5年間、別紙2の「1 自己評価及び外部評価結果」及び別紙2(2)の「目標達成計画」を保存するものとする。

### **(守秘義務)**

第12条 評価機関は、外部評価の際に知り得た事業者、利用者(入居者)及びその家族の秘密を他に漏らさないものとする。また、その旨を評価調査員及び評価調査員であった者に義務づけるものとする。

### **(その他)**

第13条 この要綱に定めるもののほか、外部評価に関し必要な事項は、別に定める。

**附 則**

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

**附 則**

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

**附 則**

この要綱は、令和5年7月24日から施行する。

※(別紙1及び別紙2は割愛)



## 地域密着型サービス外部評価制度に関する実施回数の緩和に係る取扱要領

「京都府地域密着型サービス外部評価実施要綱」に定める地域密着型サービス外部評価に関する実施回数の緩和（以下「実施回数の緩和」という。）に係る申請等について、以下のとおり定める。

### 1 実施回数の緩和に係る要件

次に掲げる要件を全て満たす場合は「2年に1回」の受審を認める。

- (1) 直近の評価日（受審日・訪問調査日）（以下「評価日」という。）又は評価確定日（公表日）以前5年間及び5箇年度（以下「5年間等」という。）において、継続して受審していること。  
また、実施回数の緩和を京都府（以下「府」という。）から認定され、外部評価を実施しなかった場合については、当該緩和期間中に実施したものとみなす。  
なお、事業者の責に帰さない事由により、評価（受審・訪問調査）が受審期間内に受審できなかった場合は、外部評価機関の受付日を評価日とみなす。
- (2) 「自己評価及び外部評価結果」及び「目標達成計画」（平成22年4月1日以前に外部評価を受審している場合は「自己評価票」及び「評価結果概要表」の写し）を市町村に提出していること。
- (3) 運営推進会議が、直近の評価日以前1年間及び1箇年度において、6回以上開催されていること。
- (4) 運営推進会議に、直近の評価日以前1年間及び1箇年度において、事業所の存する市町村の職員又は地域包括支援センターの職員が必ず出席していること。
- (5) 「自己評価及び外部評価の評価項目」のうち、外部評価項目の「I-2、I-3、I-4、I-6」（平成22年4月1日以前に外部評価を受審している場合には、外部評価項目の「I-2-3、I-3-5、I-3-6、I-4-8」）の実践状況が適切であること。

### 2 事業者の申請手続き

事業者は、様式1「地域密着型サービス外部評価実施回数の緩和に係る申請書」に記入し、次の書類を添付の上、地域密着型サービス事業所を所管する市町村に提出する。

- (1) 5年間等に受審の「自己評価及び外部評価結果」及び「目標達成計画」の写し（平成22年4月1日以前に外部評価を受審している場合は、「自己評価票」及び「評価結果概要表」の写し）  
上記5年間等に府が実施回数の緩和を認めている場合は、その認定書の写し
- (2) 申請する年又は年度の前年又は前年度に実施した運営推進会議の議事録の写し（出席者がわかるもの）

### 3 市町村の審査及び同意

- (1) 市町村は、事業者からの申請について、次の(2)の事項を審査の上、申請内容が適当と判断した場合は、様式2「地域密着型サービス外部評価実施回数の緩和について（副申）」をもって実施回数の緩和について同意したものとし、事業者の申請書（様式1）（上記(2)の資料を除く）を添付の上、府に送付する。
- (2) 市町村が審査する事項は、上記1に掲げる事項とする。

#### 4 認定

- (1) 府は、事業者からの申請書及び市町村からの副申を確認し、緩和要件を満たしている場合は、事業者には、様式3「地域密着型サービス外部評価実施回数の緩和に係る認定書」を、市町村には、様式4「地域密着型サービス外部評価実施回数の緩和について」を交付する。
- (2) 緩和期間は、直近に受審した外部評価の評価日から1年間とし、緩和期間の終了日から1年以内に必ず受審しなければならないものとする。
- (3) その場合の緩和期間中の取扱いについては、「5年間継続して受審している事業所」の要件をみたすものとする。
- (4) 緩和期間の終了日から1年以内に受審し、次に実施回数の緩和を受けたい場合は、再度、申請を行うこととする。

#### 5 その他

- (1) 認定を受けた事業者が外部評価を受審する際は、評価機関に認定書を提示することとする。
- (2) この取扱要領に記載のない事項については、府と市町村の協議により決定することとする。

##### 附 則

この取扱要領は、平成22年4月1日から施行する。

##### 附 則

この取扱要領は、令和5年7月24日から施行する。

<b>地域密着型サービス外部評価実施回数の緩和に係る申請書</b>
-----------------------------------

京 都 府 知 事 様

年 月 日

住所（所在地）  
申請者

名称及び代表者氏名

地域密着型サービス外部評価に係る実施回数の緩和の認定を受けたいので、申請します。

	介護保険事業者番号	
事業所名	名 称	
	所在地	
サービス種別	認知症対応型共同生活介護	
事業所の連絡先		

**1 受審実績等**

直近の評価日（受審日・訪問調査日）（以下「評価日」という。）又は評価確定日（公表日）以前5年間及び5箇年度（以下「5年間等」という。）における受審実績等

	直近の評価日（受審日・訪問調査日）	評価確定日（公表日）	評価結果等のワムネット掲載
受審実績等	①	①	済 ・ 未
	②	②	済 ・ 未
	③	③	済 ・ 未
	④	④	済 ・ 未
	⑤	⑤	済 ・ 未

※ 直近の評価日及び評価確定日（公表日）は必ず記入願います。

※ 事業者の責に帰さない事由により、評価（受審・訪問調査）が受審期間内に受審できなかった場合は、外部評価機関の受付日を評価日とみなしますので、外部評価機関に確認の上、直近の評価日欄に記入願います。

**2 確認項目**

確 認 項 目		該当に「○」を記入	
1	5年間等において継続して受審していること。また、実施回数の緩和を京都府から認定され、外部評価を実施しなかった場合については、当該緩和期間中に実施しているとみなす。なお、事業者の責に帰さない事由により、評価（受審・訪問調査）が申込みの翌年度に実施された場合は、外部評価機関の受付日を評価日とみなす。	はい	いいえ
2	「自己評価及び外部評価結果」及び「目標達成計画」（平成22年4月1日以前に外部評価を受審している場合は「自己評価票」及び「評価結果概要表」の写し）を市町村に提出していること 注1	はい	いいえ
3	運営推進会議が、直近の評価日以前1年間及び1箇年度において、 <b>6回以上</b> 開催されていること	はい	いいえ
4	運営推進会議に、直近の評価日以前1年間及び1箇年度において、事業所の存する市町村の職員又は地域包括支援センターの職員が必ず出席していること	はい	いいえ
5	「自己評価及び外部評価結果の評価項目」のうち、外部評価項目の「I-2、I-3、I-4、I-6」（平成22年4月1日以前に外部評価を受審している場合には、外部評価項目の「I-2-3、I-3-5、I-3-6、I-4-8」）の実践状況が適切であること	はい	いいえ

**3 添付書類**

- (1) 5年間等に受審の「自己評価及び外部評価結果」及び「目標達成計画」の写し（平成22年4月1日以前に外部評価を実施している場合は、「自己評価票」及び「評価結果概要表」の写し）  
注1 「自己評価及び外部評価結果」については、ワムネットに掲載されているものについては省略可とします。
- (2) 確認項目3に該当する運営推進会議の議事録の写し（出席者がわかるもの）  
※ **注意事項：申請は所管の市町村へ提出願います。**

<b>地域密着型サービス外部評価実施回数の緩和について（副申）</b>
-------------------------------------

番 号  
年 月 日

京都府健康福祉部高齢者支援課長 様

市町村担当課長

印

地域密着型サービス外部評価実施回数の緩和について、以下の事業者から申請がありました。  
 ついては、審査結果を副申します。  
 なお、実施回数の緩和に係る同意等については、以下のとおりです。

	事業者名	事業所名	事業所番号	サービス種別	緩和申請日	同意等欄
(1)				認知症対応型共同生活介護		
(2)				認知症対応型共同生活介護		
(3)				認知症対応型共同生活介護		

※ 実施回数の緩和について同意する場合は、同意等欄に「○」を、同意しない場合は、「×」を記入

### ○ 実施回数の緩和に係る審査結果

		適否記入欄 「適」の場合、「○」印 「不適」の場合、「×」印		
		事業所別		
審査事項		(1)	(2)	(3)
1	直近の評価日（受審日・訪問調査日）（以下「評価日」という。）又は評価確定日（公表日）以前5年間及び5箇年度（以下「5年間等」という。）において継続して受審していること。また、実施回数の緩和を京都府から認定され、外部評価を実施しなかった場合については、当該緩和期間中に実施しているとみなす。なお、事業者の責に帰さない事由により、評価（受審・訪問調査）が申込みの翌年度に実施された場合は、外部評価機関の受付日を評価日とみなす。			
2	「自己評価及び外部評価結果」及び「目標達成計画」（平成22年4月1日以前に外部評価を受審している場合は「自己評価票」及び「評価結果概要表」の写し）を市町村に提出していること			
3	運営推進会議が、直近の評価日以前1年間及び1箇年度において、 <b>6回以上</b> 開催されていること			
4	運営推進会議に、直近の評価日以前1年間及び1箇年度において、事業所の存する市町村の職員又は地域包括支援センターの職員が必ず出席していること			
5	「自己評価及び外部評価結果の評価項目」のうち、外部評価項目の「I-2、I-3、I-4、I-6」（平成22年4月1日以前に外部評価を受審している場合には、外部評価項目の「I-2-3、I-3-5、I-3-6、I-4-8」）の実践状況が適切であること			

<b>地域密着型サービス外部評価実施回数の緩和に係る認定書</b>
-----------------------------------

番 号  
年 月 日

申請法人 代表者 様（別添一覧より転記）

京都府知事

年 月 日（別添一覧より転記）付けで提出のあった地域密着型サービス外部評価実施回数の緩和申請については、下記のとおり認定します。

記

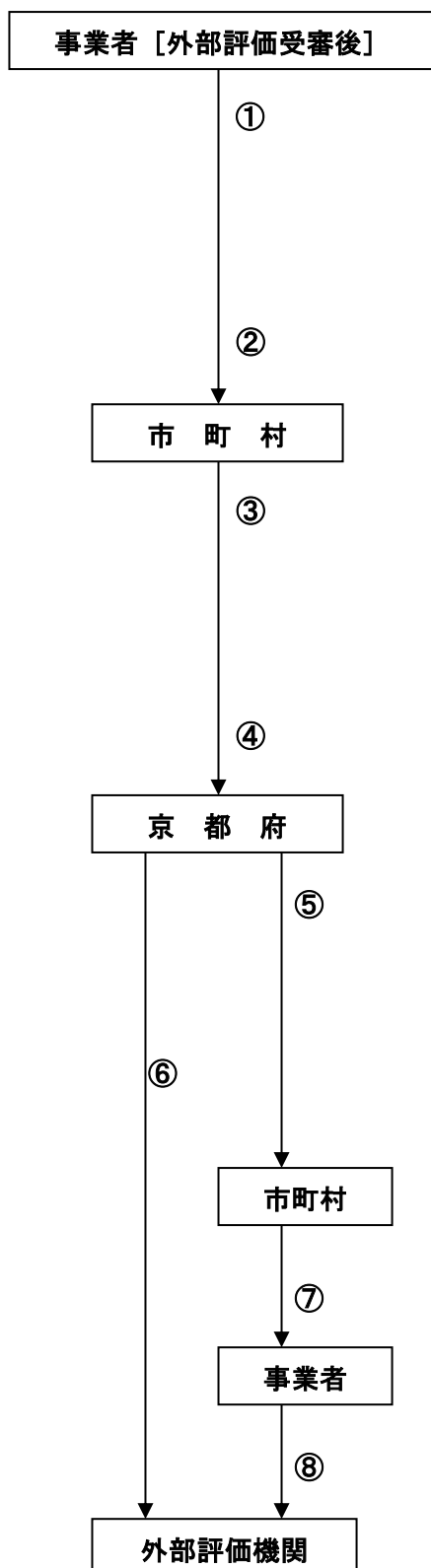
事業所名	名 称 （別添一覧より転記）
	所在地 （別添一覧より転記）
事業所番号	（別添一覧より転記）
サービス種別	認知症対応型共同生活介護
<b>緩和期間</b>	<b>年 月 日 ～ 年 月 日</b> （別添一覧より転記）

- （１） 緩和期間は、直近に受審した外部評価の評価日（受審日・訪問調査日）から１年間とします。
- （２） 緩和期間の終了日から１年以内に必ず受審してください。  
なお、緩和期間中の取扱いについては、「５年間継続して実施している事業所」の要件をみたまものとします。
- （３） 上記（２）のとおり受審し、次に実施回数の緩和を受けたい場合は、再度、申請してください。（自動延長の取扱いはありません。）

## 外部評価実施回数の緩和申請フロー

地域密着型サービス外部評価制度に関する実施回数の緩和に係る取扱要領（以下「取扱要領」という。）に定める地域密着型サービス外部評価に関する実施回数の緩和（以下「実施回数の緩和」という。）の申請等の流れ

### <申請等の流れ>



### <事務手続き等>

#### 事業者 [外部評価受審後]

- ① 直近の評価日（受審日・訪問調査日）又は評価確定日（公表日）以前5年間及び5箇年度において、継続して受審しており、実施回数の緩和に係る要件を全て満たしていることを自ら確認する。
- ② ①により、実施回数の緩和申請を行う場合は様式1「地域密着型サービス外部評価実施回数の緩和に係る申請書」を作成し、関係書類を添付の上、市町村に提出する。

#### 市町村

- ③ 事業者からの申請について、取扱要領の3の（2）（取扱要領の1）の事項を審査する。
- ④ 実施回数緩和の要件の適否を審査し、その旨を様式2「地域密着型サービス外部評価実施回数の緩和について（副申）」に記入し、事業者の申請書を添付の上、府に副申する。  
※ 府は、本副申をもって市町村との協議に代え同意を得たものとする。

#### 京都府

- ⑤ 市町村の副申及び事業者の申請書を確認し、緩和要件を満たしている場合は、市町村に、様式4「地域密着型サービス外部評価実施回数の緩和について」を交付するとともに、様式3「地域密着型サービス外部評価実施回数の緩和に係る認定書（以下「認定書」という。）」を併せて交付する。
- ⑥ 外部評価機関に認定書の写し等を送付する。

#### 市町村

- ⑦ 申請事業者に対し認定書を交付する。

#### 事業者

- ⑧ 認定を受けた事業者が、緩和期間終了後、外部評価を受審する場合は、外部評価機関に認定書を提示する。

## 外部評価の5年連続受審等の考え方について(イメージ図)

○ 直近の評価日(受審日・訪問調査日)又は評価確定日(公表日)以前5年間及び5箇年度において、継続して受審していること。

凡例: 「■」評価日(受審日・訪問調査日)、「●」評価確定日(公表日)、「△」外部評価機関の受付日、「□」事業者の評価(受審・訪問調査)希望日

【直近の評価日(受審日・訪問調査日)又は評価確定日(公表日)以前5年間及び5箇年度の受審状況】

緩和取扱開始

直近の訪問調査日から1年間

	緩和適用の可否	評価日(受審日・訪問調査日)又は評価確定日(公表日)											
		平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度以降	
		4/1~	31.1/1~	4/1~	2.1/1~	4/1~	3.1/1~	4/1~	4.1/1~	4/1~	5.1/1~	4/1~	6.1/1~
①	○ (年、年度ともに継続)	■	●	■	●	■	●	■	●	■	●		
②	○ (年度で継続)	■		■ ←			→ ■		■		■		
		評価確定日が1年及び1箇年度を超えているが、評価日は年度として継続性あり											
③	○ (年度で継続)	■		■				△ □ …… → ■	■	■	■		
		事業者の責に帰さない事由により、評価(受審・訪問調査)が受審期間内に受審できなかった場合は外部評価機関の受付日を評価日(受審日・訪問調査日)とみなし、継続性あり											
④	× (年、年度とも非継続)	■ ←							■	■	■		
		評価日及び評価確定日も1年及び1箇年度を超えており継続性なし(年及び年度の継続性なし)											
	暦年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年						

## 外部評価の受審緩和期間等の考え方について（イメージ図）

### ■ 受審緩和期間等の考え方

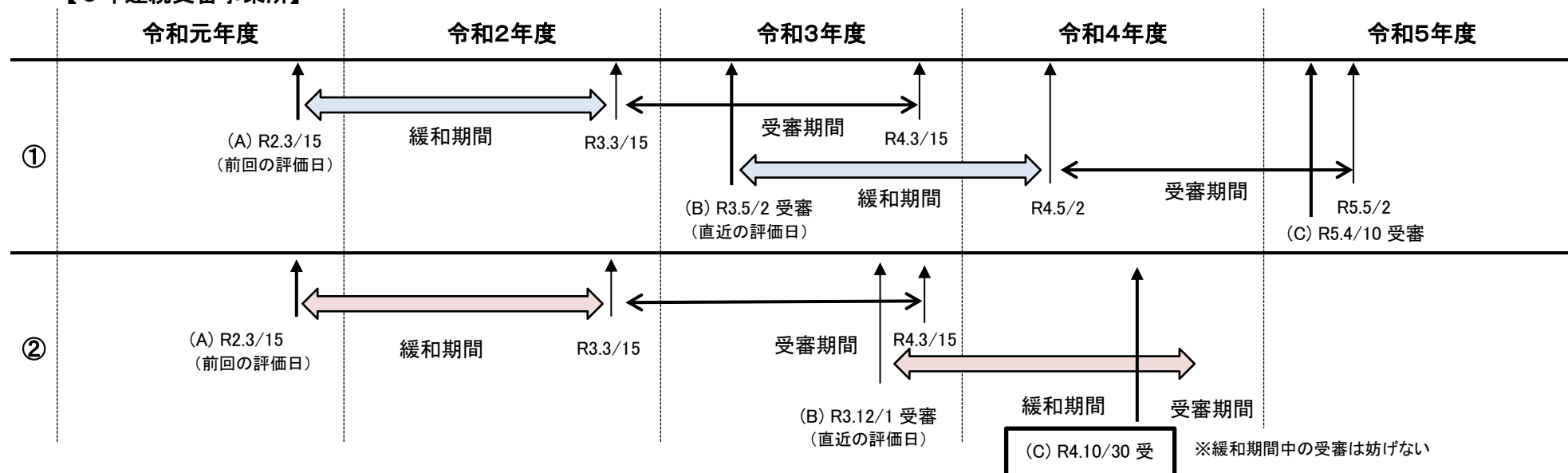
- 緩和期間：直近の評価日（受審日・訪問調査日）（以下「評価日」という。）から1年間。
- 次の受審期間：緩和期間満了日から必ず1年以内に受審すること。ただし、緩和期間中の受審は妨げない。  
平成22年以降に受審緩和を府から認定された場合は、実施回数の緩和期間は、継続して受審しているとみなす。

### ※緩和期間等の例

	(A)前回の評価日	緩和期間	次の受審期間	(B)直近の評価日	緩和期間	次の受審期間	(C)次の評価日
①	令和2年3月15日	令和2年3月16日 ～ 令和3年3月15日	令和3年3月16日 ～ 令和4年3月15日	令和3年5月2日	令和3年5月3日 ～ 令和4年5月2日	令和4年5月3日 ～ 令和5年5月2日	令和5年4月10日
②	令和2年3月15日	令和2年3月16日 ～ 令和3年3月15日	令和3年3月16日 ～ 令和4年3月15日	令和3年12月1日	令和3年12月2日 ～ 令和4年12月1日	令和4年12月2日 ～ 令和5年12月1日	令和4年10月30日 (緩和期間中の受審)

### <イメージ図>

#### 【5年連続受審事業所】





## 市町村介護保険等担当課長会議 質疑

### 【地域密着型サービス外部評価について】（一部抜粋）

#### 【質問2】

「運営推進会議に、事業所の存する市町村の職員又は地域包括支援センターの職員が必ず出席していること。」との要件について、市町村又は地域包括支援センターの職員が運営推進会議当日に参加できなかった場合に、別の日に、事業所が市町村又は地域包括支援センターの職員に報告を行い、評価等を受けることによって、市町村又は地域包括支援センターが出席したものとして取り扱うことは可能か。

#### 【回答】

指導監督権限のある市町村において判断されたい。

ただし、他の運営推進会議の構成員の意見等を踏まえた内容を市町村又は地域包括支援センターの職員に報告を行い、受けた評価等を他の運営推進会議の構成員にフィードバックを行っていることが必要。

○ 運営推進会議を活用した評価

問 25 認知症グループホームの運営推進会議には、地域密着型サービス基準が定める全てのメンバー（利用者、市町村職員、地域住民の代表者（町内会役員、民生委員、老人クラブの代表等））が毎回参加することが必要となるのか。

（答）

- ・ 毎回の運営推進会議に、全てのメンバーが参加しなければならないという趣旨ではなく、会議の議題に応じて、適切な関係者が参加することで足りるものである。
- ・ ただし、運営推進会議のうち、今般の見直しにより導入する「運営推進会議を活用した評価」として実施するものについては、市町村職員又は地域包括支援センター職員、認知症対応型共同生活介護に知見を有し公正・中立な第三者の立場にある者の参加が必須である。

問 26 今般、認知症グループホームにおける第三者評価は、外部の者による評価と運営推進会議における評価のいずれかから受けることとされたが、運営推進会議における評価を実施した場合、第三者評価及び運営推進会議の両方を開催したものとして取り扱うのか。

（答）

- ・ 貴見のとおり。
- ・ なお、今回の改定は、運営推進会議の開催頻度について現行のおおむね年間6回（2月に1回）以上開催することを変更するものではなく、このうち1回以上をサービスの質を評価する回としてよいという意味であること。

問 27 「「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」第97条第8項等に規定する自己評価・外部評価の実施等について」において、事業所の外部評価の実施回数について、本来1年に1回以上のところ、2年に1回とすることができる場合の要件の一つとして「過去に外部評価を5年間継続して実施している」ことが挙げられているが、運営推進会議における評価を行った場合、外部評価を実施したとみなして継続年数に算入することができるか。

（答）

できない。継続年数に算入することができるのは、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第97条第8項第1号に規定する外部の者による評価を行った場合に限られる。

老振発第0327第4号  
老老発第0327第1号  
平成27年3月27日

各都道府県介護保険担当主管部（局）長 殿

厚生労働省老健局振興課長  
老人保健課長  
（ 公 印 省 略 ）

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第3条の37第1項に定める介護・医療連携推進会議、第85条第1項（第182条第1項において準用する場合を含む。）に規定する運営推進会議を活用した評価の実施等について

指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所については、従来、都道府県が指定する外部評価機関が、事業所が行った自己評価結果に基づき、第三者の観点から、サービスの評価を行うこととしていたところであるが、今般の見直しにより、事業所が自らその提供するサービスの質の評価として自己評価を行い、これを指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。以下「地域密着型サービス基準」という。）第3条の37第1項に規定する介護・医療連携推進会議又は第85条第1項、第182条第1項において準用する場合を含む。）に規定する運営推進会議（以下「運営推進会議等」という。）に報告した上で公表する仕組みとすることとし、見直し後の評価に係る具体的な事項に関し、下記のとおり定めたので、御了知の上、管内市町村、関係団体、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所への周知をお願いしたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に基づく技術的助言として発出するものである。

## 記

### 1 総論

地域密着型サービス基準は、指定地域密着型サービスの事業がその目的を達成するために必要な最低限度の基準を定めたものであり、このうち運営推進会議等に関する事項は、市町村が条例を定めるに当たって参酌すべき基準に該当し、市町村の指導監査や立入調査等において遵守状況の点検対象となる場合がある。

地域密着型サービス基準では、指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所は介護・医療連携推進会議をおおむね3月に1回以上、指定小規模多機能型居宅介護事業者及び指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は運営推進会議をおおむね2月に1回以上開催することを規定しているが、サービスの改善及び質の向上を目的として、各事業所が自ら提供するサービスについて評価・点検（自己評価）を行うとともに、当該自己評価結果について、運営推進会議等において第三者の観点からサービスの評価（外部評価）を1年に1回以上行うこととしたところである。これによりサービスの質の評価の客観性を高め、サービスの質の改善を図ることを目的とするものである。

各事業者には、運営推進会議等の開催、運営推進会議等を活用した評価の実施並びに結果の公表を行うことが地域密着型サービス指定基準により義務づけられており、利用者に対するサービス提供にあたり、職員に対し、十分に意識づけを図ることが重要である。

## 2 評価の実施方法について

### 一 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

#### イ 自己評価について

事業所が自ら提供するサービス内容について振り返りを行い、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所として提供するサービスについて個々の従業者の問題意識を向上させ、事業所全体の質の向上につなげていくことを目指すものである。

#### ロ 介護・医療連携推進会議による評価について

- (1) 介護・医療連携推進会議において、当該事業所が行った自己評価結果に基づき、当該事業所で提供されているサービスの内容や課題等について共有を図るとともに、利用者、地域の医療関係者、市町村職員、地域住民の代表者等が第三者の観点から評価を行うことにより、新たな課題や改善点を明らかにすることが必要である。
- (2) このため、当該評価を行うために開催する介護・医療連携推進会議には、市町村職員又は地域包括支援センター職員、定期巡回・随時対応型訪問介護看護に知見を有し公正・中立な第三者（事業者団体関係者、学識経験者、外部評価調査員研修修了者等）の立場にある者の参加が必要である。これらの者について、やむを得ない事情により、介護・医療連携推進会議への出席が困難な場合であっても、事前に資料を送付し得た意見を介護・医療連携推進会議に報告する等により、一定の関与を確保すること。

### 二 小規模多機能型居宅介護

#### イ 自己評価について

- (1) 事業所の全ての従業者が自ら提供するサービス内容について振り返りを行い、その上で、他の従業者の振り返り結果を当該事業所の従業者が相互に確認しながら、現状の課題や質の向上に向けて必要となる取組等について話し合いを行うことにより、事業所として提供するサービスについて個々の従業者の問題意識を向上させ、事業所全体の質の向上につなげていくことを目指すものである。
- (2) したがって、小規模多機能型居宅介護における自己評価は、事業所の全ての

従業者が自ら提供するサービス内容についての振り返りとして行う自己評価(スタッフ個別評価)と、従業者が相互に事業所が提供するサービス内容について振り返りとして行う自己評価(事業所自己評価)により構成される。

① スタッフ個別評価

- ・ 利用者へのサービス提供を行う個々の従業者が、これまでの取組やかかわりについて個人で振り返るものである。
- ・ 原則として、地域密着型サービス基準により配置が義務づけられている全ての従業者が行うことが望ましいが、やむを得ない事情によりスタッフ個別評価を行うことができなかった従業者があった場合に、直ちに地域密着型サービス指定基準に規定する評価の要件を満たさないこととなるものではないこと。

② 事業所自己評価

- ・ 各自が取り組んだスタッフ個別評価を持ち寄り、管理者、計画作成担当者、看護職員、介護職員等が参加する事業所全体のミーティングにより、それぞれの考え方や取組状況に関する認識の違いなどを話し合う過程を通じて、事業所全体の振り返りを行うものである。
- ・ 管理者や計画作成担当者が単独で作成するものではなく、複数の従業者が参加するミーティングをもとに作成することとし、スタッフ個別評価を行った従業者は、可能な限り参加に努めること。

ロ 運営推進会議における評価について

- (1) 運営推進会議における評価は、事業所自己評価で取りまとめた当該事業所で提供されているサービスの内容や課題等について、運営推進会議に報告した上で、利用者、市町村職員、地域住民等が第三者の観点からの意見を得ることにより、新たな課題や改善点を明らかにし、サービスの質の向上を図るとともに、地域包括ケアの中で当該事業所が果たすべき役割を明らかにしていくことを目指すものである。
- (2) 運営推進会議における評価を行う場合には、市町村職員又は地域包括支援センター職員、サービスや評価について知見を有し公正・中立な第三者(事業者団体関係者、学識経験者、外部評価調査員研修修了者等)の立場にある者の参加が必要である。これらの者について、やむを得ない事情により、運営推進会議への出席が困難な場合であっても、事前に資料を送付し得た意見を運営推進会議に報告する等により、一定の関与を確保すること。

三 看護小規模多機能型居宅介護

イ 自己評価について

- (1) 看護小規模多機能型居宅介護従業者(地域密着型サービス基準第171条第1項に規定する看護小規模多機能型居宅介護従業者をいう。)及び指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理者(以下「従業者等」という。)が自ら提供するサービス内容について振り返りを行い、その上で、他の従業者等の振り返り結果を当該事業所の従業者等が相互に確認しながら、現状の課題や質の向上に向けて必要となる取組等について話し合いを行うことにより、事業所として提供す



るサービスについて個々の従業者等の問題意識を向上させ、事業所全体の質の向上につなげていくことを目指すものである。

- (2) したがって、看護小規模多機能型居宅介護における自己評価は、事業所の全ての従業者等が自ら提供するサービス内容についての振り返りとして行う自己評価（従業者等自己評価）と、従業者等が相互に事業所が提供するサービス内容について振り返りとして行う自己評価（事業所自己評価）により構成される。

① 従業者等自己評価

- ・ 利用者へのサービス提供を行う個々の従業者等が、これまでの取組や関わりについて個人で振り返るものである。
- ・ 原則として、全ての従業者等が行うことが望ましいが、やむを得ない事情により従業者等自己評価を行うことができなかつた従業者等があった場合に、直ちに地域密着型サービス基準に規定する評価の要件を満たさないこととなるものではないこと。

② 事業所自己評価

- ・ 各自が取り組んだ従業者等自己評価を持ち寄り、すべての従業者等が参加する事業所全体のミーティングにより、それぞれの考え方や取組状況に関する認識の違いなどを話し合う過程を通じて、事業所全体の振り返りを行うものである。
- ・ 管理者や代表者が単独で作成するものではなく、複数の従業者等が参加するミーティングをもとに作成することとし、従業者等自己評価を行った従業者等は、可能な限り参加に努めること。

ロ 運営推進会議における評価について

- (1) 運営推進会議における評価は、事業所自己評価で取りまとめた当該事業所で提供されているサービスの内容や課題等について、運営推進会議に報告した上で、利用者、地域の医療関係者、市町村職員、地域住民等が第三者の観点からの意見を得ることにより、新たな課題や改善点を明らかにし、サービスの質の向上を図るとともに、地域包括ケアの中で当該事業所が果たすべき役割を明らかにしていくことを目指すものである。
- (2) 運営推進会議における評価を行う場合には、市町村職員又は地域包括支援センター職員、サービスや評価について知見を有し公正・中立な第三者（事業者団体関係者、学識経験者、外部評価調査員研修修了者等）の立場にある者の参加が必要である。これらの者について、やむを得ない事情により、運営推進会議への出席が困難な場合であっても、事前に資料を送付し得た意見を運営推進会議に報告する等により、一定の関与を確保すること。

3 様式等について

- (1) 自己評価及び運営推進会議等を活用した評価は、当該事業所を設置・運営する法人の代表者の責任の下に、管理者が従事者と協議して実施することとする。
- (2) 自己評価及び運営推進会議等を活用した評価は、サービスの改善及び質の向上に資する適切な手法により行うものとする。

なお、評価に係る項目の参考例について、以下のとおりお示しする。  
(サービスごとの様式)

- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
  - ・ 自己評価・外部評価評価表・・・別紙1
- 小規模多機能型居宅介護
  - ・ スタッフ個別評価・・・・・・・・別紙2-1
  - ・ 事業所自己評価・・・・・・・・別紙2-2
  - ・ 地域からの評価・・・・・・・・別紙2-3
  - ・ サービス評価総括表・・・・・・・・別紙2-4
- 看護小規模多機能型居宅介護
  - ・ 従業者等自己評価・・・・・・・・別紙3-1
  - ・ 事業所自己評価・・・・・・・・別紙3-2
  - ・ 運営推進会議における評価・・・別紙3-3

#### 4 結果の公表について

- (1) 運営推進会議等を活用した評価の結果は、公表しなければならない。  
なお、3に掲げる評価項目の参考例に基づき評価を行う場合には、指定定期巡回・随時対応型訪問介護事業者については別紙1を、指定小規模多機能型居宅介護看護事業者については別紙2-2及び別紙2-4を、指定看護小規模多機能型居宅介護事業者については別紙3-3を公表すること。
- (2) 運営推進会議等を活用した評価の結果は、利用者及びその家族に対して手交若しくは送付するとともに、「介護サービスの情報公表制度」に基づく介護サービス情報公表システムへの掲載、法人のホームページへの掲載又は事業所内の見やすい場所への掲示などの方法により公表すること。
- (3) 事業所が所在する市町村は、サービスの利用希望者の選択に資するため、運営推進会議等を活用した評価の結果について、市町村の窓口や管内の地域包括支援センターの窓口における閲覧しやすい場所に掲示するよう努めること。

# 運営推進会議の取り組みについて

## ○運営推進会議開催の主旨

- ・運営推進会議は、事業所が、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、地域包括支援センターの職員及び本市の職員等に対し、提供しているサービス内容等を明らかにすることにより、事業所による利用者の「抱え込み」を防止し、地域に開かれたサービスとすることで、サービスの質の確保を図ることを目的として設置し、開催するものです。
- ・運営推進会議において、事業所の活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けていただくこととなります。
- ・また、運営推進会議で出された要望、助言、意見等に基づいて、事業所における改善の取り組みやサービスの質の向上に努める等、事業所の運営に活かしていただける機会にもなります。

## ○事業所の合同開催について

以下の要件を満たす場合に認めます。

- i 利用者及び利用者家族については匿名とするなど、個人情報・プライバシーを保護すること。
- ii 同一の日常生活圏域内に所在する事業所であること。
- iii 合同して開催する回数が、1年度に開催すべき介護・医療連携推進会議や運営推進会議の開催回数の半数を越えないこと。（地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護は除く。）
- iv 外部評価を行う介護・医療連携推進会議や運営推進会議は単独で行うこと。

※複数事業所で運営推進会議を行う場合は開催前に事前に宇治市へ相談をしてください。



○運営推進会議（介護・医療連携推進会議）の開催頻度

サービス種類	開催頻度
認知症対応型共同生活介護 小規模多機能型居宅介護 看護小規模多機能型居宅介護 地域密着型介護老人福祉施設	2月に1回以上
認知症対応型通所介護 地域密着型通所介護 定期巡回・随時対応型訪問介護看護（平成30年度～）	6月に1回以上

○運営推進会議の積極的な活用

- ・運営推進会議は、地域住民等に、事業所の取り組み、特色、思い、現状等を詳しく知っていただける機会にもなりますので、地域との連携の強化を図る場として地域住民に介護サービスについて知っていただく場として等、様々な取り組みが行える場となりますので、より一層のご活用をお願いいたします。

（例）・防災訓練への参加や事業所での取り組みについて運営推進会議の参加者へ意見を求める。

- ・事故やヒヤリハットの分析結果について運営推進会議の参加者へ意見を求める。

○運営推進会議の参加について

- ・介護保険課としても、昨年度に引き続き、運営推進会議へ参加させていただきたいと考えています。開催日等を問わず、開催のご案内をいただきますようお願いいたします。

○議事録の提出について

- ・運営推進会議開催後には、介護保険課へ議事録を提出してください。
- ・運営推進会議は、事業所の取り組みについて詳しく知ることができる機会となりますので、議事録だけでなく、当日に配布される資料等も併せて提出をお願いします。

## 4.(2)⑭ 外部評価に係る運営推進会議の活用

<b>概要</b>	【認知症対応型共同生活介護★】
<p>○ 認知症グループホームにおいて求められている「第三者による外部評価」について、業務効率化の観点から、既存の外部評価（都道府県が指定する外部評価機関によるサービスの評価）は維持した上で、小規模多機能型居宅介護等と同様に、自らその提供するサービスの質の評価（自己評価）を行い、これを市町村や地域包括支援センター等の公正・中立な立場にある第三者が出席する運営推進会議に報告し、評価を受けた上で公表する仕組みを制度的に位置付け、当該運営推進会議と既存の外部評価による評価のいずれかから「第三者による外部評価」を受けることとする。【省令改正】</p>	
<b>基準</b>	
<p>&lt;現行&gt; 自らサービスの質の評価を行うとともに、外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表。</p>	<p>&lt;改定後&gt; 自らサービスの質の評価を行うとともに、 <u>次のいずれかの評価</u>を受けて、それらの結果を公表。 i 外部の者による評価 ii <u>運営推進会議における評価</u></p>

事業所が、運営推進会議と外部評価のいずれかを選択

	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	地域密着型通所介護・認知症対応型通所介護	小規模多機能型居宅介護	認知症グループホーム	地域密着型特定施設入居者生活介護	地域密着型介護老人福祉施設	看護小規模多機能型居宅介護
<b>運営推進会議</b>	○	○	○	○	○	○	○
※ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護は介護・医療連携推進会議	6月に1回以上開催 1年に1回以上は自己評価及び外部評価を実施	6月に1回以上開催	2月に1回以上開催 1年に1回以上は自己評価及び外部評価を実施	2月に1回以上開催 <u>追加</u> <u>1年に1回以上は自己評価及び外部評価を実施</u>	2月に1回以上開催	2月に1回以上開催	2月に1回以上開催 1年に1回以上は自己評価及び外部評価を実施
<b>外部評価</b>	-	-	-	○	-	-	-
	※H27～ 介護・医療連携推進会議に統合		※H27～ 運営推進会議に統合	都道府県が指定する外部評価機関によるサービスの評価を受け、 16結果を公表			※H27～ 運営推進会議に統合

## 運営推進会議等及び外部評価について

令和5年5月、新型コロナウイルス感染症について、法律上の位置づけの変更がなされたことから、下記の臨時的な取り扱いは「終了」となりました。

そのため、今後の運営推進会議等及び外部評価につきましては、書面での開催は不可となりますので、ご留意いただきますよう、お願いいたします。

なお、タブレット等の情報機器を用いたオンライン会議につきましては、従前のおり、開催可能であることを申し添えます。

令和2年2月28日

新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取り扱い等について（第3報）

### 【終了】

問8 運営推進会議や介護・医療連携推進会議の開催について、新型コロナウイルス感染症への対応として、その開催を延期、中止する等の措置を行ってもよいか。

(答)

運営推進会議や介護・医療連携推進会議の開催については、感染拡大防止の観点から、文書による情報提供・報告、延期、中止等、事業所や地域の実情を勘案し、柔軟に取り扱って差し支えない。

なお、安全・サービス提供管理委員会の開催についても同様である。

### 【終了】

問10 小規模多機能型居宅介護等の外部評価について、新型コロナウイルス感染症への対応として、その実施を延期、中止する等の措置を行ってもよいか。

また、認知症対応型共同生活介護の外部評価について、運営推進会議を過去1年間に6回以上開催していることが実施回数の緩和要件となっているが、運営推進会議を開催出来なかった場合、緩和要件を満たしていないことになるか。

(答)

外部評価の実施については、感染拡大防止の観点から、文書による実施、延期、中止等、事業所や地域の実情を勘案し、柔軟に取り扱って差し支えない。

また、認知症対応型共同生活介護の外部評価の実施回数の緩和については、上記運営推進会議の開催のとおり柔軟に取り扱った内容やこれまでの外部評価の実施状況等も踏まえ、都道府県において、適切に判断されたい。

